

令和3年1月13日（水）

南部分庁舎3階議場 午後2時 開会

第186回南部町農業委員会総会次第書

南部町農業委員会

事務局長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催してもよろしいでしょうか。
中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 7番 やまだ のりゆき 山田 憲幸 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 186 回南部町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長	「あいさつ」
事務局長	本日、2 番 川守田 雄一 委員、15 番 松村 民夫 委員より欠席の旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 16 名中 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 186 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

議 長	会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 番 ^{くどう}工藤 ^{のぶひと}信仁 委員 3 番 ^{あかいし}赤石 ^{としふみ}敏文 委員を指名いたします。 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。 次に、日程第3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第5 報告第 11 号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第 10 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、3 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 12 月 8 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 9 日で、合意解約

小田原主幹	の条件は「なし」であります。 番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 12 月 8 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 9 日で、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 3 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 12 月 8 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 9 日で、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第5 報告第 11 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第 11 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 8 日で、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第6 報告第 12 号「農用地利用配分計画の認可について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。

議 長 小田原主幹	小田原主幹 報告第 12 号について、説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用配分計画の認可を知事より受理したので報告するもので、1 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の認可の内容ですが、賃貸借の契約期間は 2 年 12 月 16 日から令和 9 年 7 月 13 日まで、賃借料の年額は 15,000 円であります。
議 長	次に、日程第 7 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 27 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 うめないかつはる 梅内勝治 調査員
梅内調査員	5 番 梅内から説明いたします。 去る 1 月 4 日、山田農地利用最適化推進委員と南部分庁舎 3 階第 1 会議室において、議案第 27 号及び議案第 28 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 27 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可

梅大調査員	できない基準^{かくようけん}の各要件^{がいとう ひがいとう}について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別^{けん り しゅ べ つ}、譲渡人^{ゆずりわたしにん}、譲受人^{ゆずりうけにん}の氏名・住所、経営面積^{か どう じ ん い ん}、稼働人員^{き さ い}は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人^{ゆずりうけにん}が父から贈与を受けて引き続き営農するため、申請地を取得するものです。 番号 2 番の申請理由は、譲受人^{ゆずりうけにん}が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 議 長 議案第 27 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 議 長 ご異議なしと認めます。 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 8 議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹 小田原主幹 議案第 28 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件で、賃貸借と所有権の移転に関するものです。
--------------	--

小田原主幹	なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 うめない かつはる 梅内 勝治 調査員
梅大調査員	議案第 28 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番並びに番号 2 番の申請理由は、譲受人が駐車場、資材置き場、及び魚場への通路に使用するため、申請地を借り受けるものです。 番号 3 番の申請理由は、自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 28 号について、補足いたします。 番号 1 番並びに番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町健康センターから北東に約 1.1 km の距離に位置し、申請地の北側は原野、西側は宅地、南東側は農地となっています。 農地区分については、「農地の区域規模が 10ha 未満」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。 第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及

小田原主幹	び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 番号3番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町健康センターから南東に約1.2kmの距離に位置し、申請地の北側は宅地、東西側及び南側は農地となっています。 農地区分については、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。 第1種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第28号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第28号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第9 議案第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第29号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、

小田原主幹	61 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 26 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年となっております。 番号 1 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,105 円です。 番号 2 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 2,957 円です。 番号 3 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,434 円です。 番号 4 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,109 円です。 番号 5 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,439 円です。 番号 6 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,441 円です。 番号 7 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,224 円です。 番号 8 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,500 円です。 番号 9 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,556 円です。 番号 10 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,449 円です。 番号 11 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,308 円です。 番号 12 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,998 円です。 番号 13 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,556 円です。 番号 14 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,101 円です。 番号 15 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,442 円です。 番号 16 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,280 円です。 番号 17 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,551 円です。 番号 18 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,441 円です。 番号 19 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。 番号 20 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,442 円です。 番号 21 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 529 円です。 番号 22 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 3,555 円です。 番号 23 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。
-------	---

小田原主幹	番号 24 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 2,518 円です。 番号 25 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,429 円です。 番号 26 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。 番号 27 番から番号 43 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年となっています。 番号 27 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,486 円です。 番号 28 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,469 円です。 番号 29 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,446 円です。 番号 30 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,450 円です。 番号 31 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,436 円です。 番号 32 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,420 円です。 番号 33 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,420 円です。 番号 34 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,447 円です。 番号 35 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,425 円です。 番号 36 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,409 円です。 番号 37 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,436 円です。 番号 38 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,440 円です。 番号 39 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,359 円です。 番号 40 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,424 円です。 番号 41 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,431 円です。 番号 42 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,466 円です。 番号 43 番の 10 a 当たりの賃借料は年額 1,482 円です。 番号 44 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,992 円です。 番号 45 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 46 番から番号 49 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 50 番の利用目的は田と樹園地、期間は 10 年、使用賃借による権利設定です。 番号 51 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用賃借による権利設定です。 番号 52 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、使用賃借による権利設定です。
-------	--

小田原主幹	番号 53 番の利用目的は畑と樹園地、期間は 10 年、使用賃借による権利設定です。 番号 54 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用賃借による権利設定です。 番号 55 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用賃借による権利設定です。 番号 56 番の利用目的は田と畑、期間は 20 年、使用賃借による権利設定です。 番号 57 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10a 当たりの賃借料は年額 6,261 円です。 番号 58 番の利用目的は田、期間は 10 年、10a 当たりの賃借料は年額 3,594 円です。 番号 59 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年、使用賃借による権利設定です。 番号 60 番から番号 61 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用賃借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 29 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 186 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。

議長	(午後 2 時 3 2 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席
-----------	--